

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(福祉現業手当) 第4条〔略〕 2 福祉現業手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、規則で定める。 ・ 〔略〕 前項第3号に掲げる職員 従事した日1日につき <u>950円</u>	〔同左〕 第4条〔略〕 2 〔同左〕 ・ 〔略〕 前項第3号に掲げる職員 従事した日1日につき <u>490円</u>

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の第4条の規定により支給された福祉現業手当は、この条例による改正後の第4条の規定により支給する福祉現業手当の内払とみなす。